

# 飯山さわごさ2019出店要項

## 目的

本要綱は、「飯山さわごさ2019」の出店における円滑、安全な運営と平等性、法律規制の厳守を主な目的とし、このイベントの趣旨に賛同し、この要綱に同意し、協賛金または出店料金の支払いを行う事により出店契約とさせていただきます。

## 出店資格

- 1 出店者は主催者が定めるテーマ・展示・販売趣旨に合う製品、サービスを提供する会社、メーカー、その他ショップなどの事業体に限定される。
- 2 主催者は製品、サービスの内容を確認し、展示・販売に適するか否かを決定できる権利を有する。
- 3 未成年の出店は、親権者又は後見人の同意が必要になります。
- 4 **原則として、イベント開催中を通して出店できる方。(25日正午まで)**  
※1日目はメインステージ終了(22時)までは出来る限り営業をお願いします。

## 出店の申込み受付及び支払期限

- 1 別紙申込書の主催者受理をもって正式受付とします。

### <一般出店>

- 2 実行委員会にて検討後、出店を依頼する店舗には出店料金の請求書並びに出店依頼書を送付致しますので指定期日までに主催者指定の銀行口座に出店料をお振込み下さい。  
※ 出店の申込みは先着順で受け付けますが、申込み多数の場合は、出店を制限させて頂く場合がございます。【申込み締め切り：2019年6月16日(日)必着】

## 出店の小間配置

申込日、契約日、展示、販売内容、出店規模を考慮のうえ、主催者にて決定させていただきます。なお、決定した小間配置についての異議申し立ては一切受け付けません。

### <協賛出店・一般出店共通事項>

一小間：(間口3m×3m)スペース渡し

- ※ テーブル、イス等、テント、照明器具を含め出店に必要な全ての備品はご自身でご用意下さい。また、2018年よりドラムコードの貸出しは無くなりましたのでご了承ください。
- ※ 飲食ケータリング車両販売の場合は、申込書に車両サイズを記載下さい。
- ※ 販売会場への車の乗り入れは、駐車券が必要です。当日お忘れになった場合は販売会場への乗り入れは出来ません。

<協賛出店>：一小間(駐車券1枚+入場チケット5枚以上がセットになります。※協賛額に応じ入場チケットの枚数は変わります)

- ※ タープ貸出あり。3万円協賛で4,000円、5万円以上は無料。
- ※ 電源が必要な店舗は申込書にご記入下さい。(電気使用料無料)
- ※ 販売員も入場チケットが必要となります。

### <一般出店>

出店料：一小間 2日間20,000円(駐車券1台分+入場チケット3枚)

- ※ タープ貸出無し。
- ※ 電源が必要な店舗は申込書にご記入下さい。  
使用料3,000円
- ※ 販売員も入場チケットが必要となります。

## 出店権利の譲渡・転貸

出店者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他人に譲渡、賃与などすることはできません。

## 責任義務

- 1 販売については、出店者が責任を持って行ってください。主催者は苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負いません。
- 2 出店者は要綱を厳守する事を義務とします。また主催者の指示に従わないなど悪質な場合は、即刻退場して頂きます。

## イベント催行について

荒天をのぞき雨天の場合でも、開催決行となりますのでご用意をお願いします。  
主催者側の判断でイベント中止した場合でも、協賛金・出店料等は返金いたしませんのでご了承ください。

## 出店販売禁止品・禁止行為について

下記のものを会場へ持ち込む事、展示、販売する事を禁止します。

**・生ビール・缶ビール・瓶ビール・発泡酒などビール類（主催者直販によりイベント運営費に充当させて頂きます）**

**※イベントを継続していくためご協力をお願い致します。**

- ・ コピー商品(模造品)及び盗品、またはその恐れがあるもの
- ・ 違法商品
- ・ 麻薬類及び違法商品ではなくともそれに類すると判断するもの。
- ・ 風紀を著しく乱すもの(アダルト商品など)
- ・ 混雑した会場内で運搬に危険を伴うもの。
- ・ 運搬に際して来場者の迷惑となるもの。
- ・ 契約商品(不動産関連、金融関連、携帯電話、通信関連など)無形財産の販売。  
(ただし企業出店などで主催者の許可を受けた物品、サービスについては除く)

## 火気使用について

会場内で火気を使用する場合は、直火、焚き火は禁止です。その他の火気の取り扱いについては危険のないよう安全に十分ご注意ください。**火気を使用する場合は必ず消火器を設置してください。**

## 搬入搬出について

会場付近での車の移動は最徐行とし、他の出店者と譲り合いトラブルの無いよう注意して下さい。

車両による事故等についても主催者は一切の責任を負いません。

来場者の安全を考慮しイベント終了後の搬出（25日正午以降）に御協力をお願い致します。

## ゴミについて

いっさいのゴミは出店者の責任において処理頂きます。

- ※ 飲食を提供する店舗は、各店にて必ずゴミ箱を設置し、容器等、自店で出したゴミの自主回収を徹底して下さい。
- ※ 各店にて集積したゴミは各店にてお持ち帰り下さい。
- ※ 退出時は各出店スペースにゴミが残らないように、清掃をお願いします。

## その他出店注意事項

- (1) 決められたブーススペースをはみ出しての出店はおやめ下さい。  
(範囲を超えて出店した場合は撤去頂くこともあります)
- (2) ストックヤードはご用意できません。
- (3) 喫煙は会場指定の喫煙所をお願いいたします。
- (4) お客様との販売取引は、各出店者で行い主催者は関与しません。
- (5) 政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。
- (6) 商品として許可を受けていないサンプル品の配布。
- (7) 募金、寄付活動。(主催者が承認する場合を除く)
- (8) 金銭管理は各自でお願いします。盗難・紛失の責任は一切負いません。
- (9) 飲食などで地面を汚す可能性がある場合は、あらかじめシートをご用意下さい。
- (10) 台車の使用については十分に安全に留保ください。
- (11) イベントリポートなどの取材のため、主催者はオフィシャルカメラ及び主催者が取材受付をしたカメラマンが各ブースの撮影を行う場合があります。出店者及び販売扱い品などの撮影を出店者の許可無く行う可能性がありますのであらかじめご了承下さい。
- (12) その他、本要綱に記載のない事項は、その都度主催者が決定します。

## 飲食ブースお申込み時の確認事項

▼下記事項について必ず確認して下さい。

### ■保健所の申請について

#### 1 露店営業・食品移動営業車による場合

「長野県内一円の許可を受けた飲食販売」に限ります。

食品移動営業車も「長野県外の許可」では、販売営業できません。

各自において販売許可を受けて下さい。(車両を保健所に持込み確認が必要になります)

イベント当日は、「食品営業許可証」を持参してください。許可証がない場合は出店をお断りいたしますので、あらかじめご了承ください。

#### 2 臨時飲食店営業について

臨時飲食店営業許可は、参加イベントごとに申請が必要です。

設備としては「テント3方囲い・給排水(3槽シンク+手洗い)・床養生(ブルーシートなど)」が必要です。会場内に給排水設備工事のできる場所がございませんので当日イベントでは申請できません。

※確認のため、申込時に「食品営業許可指令書(済書)」の写し(コピー)を必ず提出して下さい。まだ、申請中の方はその旨をお伝え下さい。

- 保健福祉事務所等への必要な手続きは、出店者独自で行って下さい。
- 主催者で代行手続きは一切行いません。「催事に係る食品提供施設開設届」など各種申請についてのご不明な点、詳細は  
長野県北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課  
〒389-2255長野県飯山市静間1340-1  
TEL : 0269-62-3105(代) FAX : 0269-62-2934

飯山さわごさ2019実行委員会事務局

〒382-0000 長野県須坂市大字日滝5510-2 (金澤壮一)

TEL : 090-9666-6940 (5月以降11:00~19:00) FAX : 0269-26-8010